

障害児福祉手当（福祉手当）障がい程度認定基準

表に該当する障害の状態にあり、かつ、常時の介護を必要とする方が手当支給の対象となります。

表

1	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
2	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
3	両上肢の機能に著しい障害を有するもの
4	両上肢のすべての指を欠くもの
5	両下肢の用を全く廃したもの
6	両大腿を2分の1以上失ったもの
7	体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
8	身体の機能に障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が1～7と同程度上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
9	精神の障害であって、1～8と同程度以上と認められる程度のもの
10	身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が1～9と同程度以上と認められる程度のもの

障がい程度の目安

- ・身体障害者手帳 1、2級（おおむね）
- ・特別児童扶養手当 1級（おおむね）
- ・最重度（おおむねIQ20以下）の知的障害
- ・重度（おおむねIQ35以下）の知的障害と診断され、他に重度の身体障害（身障手帳1、2級）がある場合など